

保育料・副食費について（1号認定）

【保育料】

- ・令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、利用者負担額（保育料）が0円となります。
- ・通園送迎費、食材料費、行事費等については、保護者様の負担になります。

在籍入所児童の属する世帯の階層区分			保育料	
			3歳～5歳の児童（誕生日を迎えて3歳以上の児童）	
階層	定	義	第1子、第2子	第3子以降
1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		0円	
2	1階層を除く市町村民税非課税世帯及び市町村民税均等割のみ課税世帯			
3	（所得割） 77,100 以下			
4-1	77,101 以上	110,000 以下		
4-2	110,001 以上	144,000 以下		
4-3	1階層を除き、 市町村民税の額が 次の区分に 該当する世帯		144,001 以上	177,000 以下
4-4			177,001 以上	211,200 以下
5	211,201 以上			

【副食費】

- ・副食費については、園が定めた額が保護者様の負担となります。ただし、以下の要件（①～④）のいずれかに該当する場合に副食費が免除となります。
- ① 生活保護法による被保護世帯（1階層）
- ② ①を除く市町村民税非課税世帯及び市町村民税均等割のみ課税世帯（2階層）
- ③ 市町村民税所得割が77,100以下の世帯（3階層）
- ④ 所得に関係なく、世帯の中で小学校3年生以下の児童から数えて第3子以降の児童

（例）第3子の副食費算定について

- 小学校3年生、小学校1年生、年長（1号認定・4階層）の子どもがいる世帯→副食費免除
- 小学校4年生、小学校1年生、年長（1号認定・4階層）の子どもがいる世帯→副食費有料

在籍入所児童の属する世帯の階層区分			副食費			
			3歳～5歳の児童（誕生日を迎えて3歳以上の児童）			
階層	定	義	第1子、第2子	第3子以降		
1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		0円			
2	1階層を除く市町村民税非課税世帯及び市町村民税均等割のみ課税世帯					
3	（所得割） 77,100 以下					
4-1	77,101 以上	110,000 以下	副食費あり	0円		
4-2	110,001 以上	144,000 以下				
4-3	1階層を除き、 市町村民税の額が 次の区分に 該当する世帯				144,001 以上	177,000 以下
4-4					177,001 以上	211,200 以下
5	211,201 以上					